

議員提出議案第 2 号

地方創生特別委員会設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 3 日 提 出

守谷市議会  
議長 松 丸 修 久 様

提出者 議会運営委員会  
委員長 又 未 成 人

平成 年 月 日原案 決

## 地方創生特別委員会設置に関する決議

次のとおり、地方創生特別委員会を設置する。

### 記

- 1 名 称 地方創生特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び守谷市議会委員会条例第6条
- 3 付議事件 地方創生の諸施策に関すること。
- 4 委員の定数 18人
- 5 調査期間 設置の日から議会が調査終了を議決するまでとする。なお、委員会は議会の閉会中も調査研究できるものとする。

## 提案理由（議員提出議案第2号）

提案の理由を申し上げます。

国においては、地方創生に関する関連法が制定され、地方創生に関する緊急的取組みに対する措置がなされているところです。

そのような中、地方においては、地方創生に関する市町村総合戦略を策定し、諸施策の推進及び効果検証等の各段階において、十分に議論するよう求められています。

守谷市議会においては、守谷市が将来にわたり魅力的で活力にあふれる「まち」として持続していけるよう、総合戦略の重要性を強く認識するとともに、地方創生の諸施策への対応等を検討するために「地方創生特別委員会」を設置するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。